

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	川口市 生活保護に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川口市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

生活保護に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

## 評価実施機関名

埼玉県川口市長

## 公表日

令和2年10月22日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 生活に困窮する方の相談及び申請の受付事務を行う。受付をした相談者及び申請者の情報を、システム内に記録する。</li><li>2. 申請者の生活状況、資産状況等の調査に応じて、保護の開始決定をし、各扶助(生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助)を窓口給付、現物給付等の方法で支給する。</li><li>3. 対象者の保護の申請及び生活状況等に応じて、保護の変更決定をし、各扶助を窓口支給、口座振替、現物給付等の方法で支給する。</li><li>4. 対象者の保護の申請及び生活状況等に応じて、保護の停止および廃止の決定を行う。</li><li>5. 不適正に支給された扶助費について、返還決定をし、返還金及び徴収金の請求、管理を行う。</li><li>6. 対象者の居住地へ訪問し、生活状況等の聞き取りをする。聞き取った情報を、システム内に記録する。</li><li>7. 対象者の生活状況等に応じ、医療機関、施設等への調査を実施する。</li><li>8. 対象者の申請に応じ、就労自立給付金・進学準備給付金の支給をする。</li></ol>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・生活保護システム</li><li>・中間サーバ</li><li>・共通基盤システム(庁内用連携システム)</li><li>・団体内統合宛名システム(宛名システム等)</li><li>・税宛名システム</li><li>・既存住民基本台帳システム</li><li>・障害者福祉システム</li><li>・児童福祉システム</li><li>・特別児童扶養手当システム</li><li>・介護保険システム</li><li>・個人住民税システム</li><li>・固定資産税システム</li><li>・軽自動車税システム</li><li>・国民年金システム</li></ul>
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
生活保護管理システムファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表第1の15項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの</p> <p>※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[ 実施する ]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【別表第2における情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(生活保護関係情報)」が含まれる項)</li> <li>・別表第2(9・10・14・16・18・20・21・24・26・27・28・30・31・37・38・42・50・53・54・61・62・64・70・87・90・94・104・106・108・116・120の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8・9・11・12・13・14・17・19・20・21・22・23・24・25・26の4・27・28・32・33・35・39・44・47・52・53・55・59の2条</li> </ul> <p>【別表第2における情報照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項)</li> <li>・別表第2(26の項)</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条</li> </ul>	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉部 生活福祉1課 生活福祉2課	
②所属長の役職名	生活福祉1課長、生活福祉2課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	川口市(総務部行政管理課情報公開文書係)〒332-8601 川口市青木2-1-1 電話048-258-1641	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月18日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	-	【別表第2における情報提供】（追加） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8・9・11・12・17・19・20・21・22・28・32・33・35・39・44・47・52・53・55条 【別表第2における情報照会】（追加） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成28年10月18日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長	生活福祉1課長 根岸 延好	生活福祉1課長 高山 文彰	事後	人事異動による変更であり、重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	I 関連情報－1特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を実施する。 1. ～7. 略 8. 対象者の申請に応じ、就労自立給付金の支給をする。	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)による申請に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務を実施する。 1. ～7. 略 8. 対象者の申請に応じ、就労自立給付金・進学準備給付金の支給をする。	事後	番号法の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条	番号法第9条第1項 別表第1の15項 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの ※注…番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第15条	事後	番号法の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
平成30年11月15日	I 関連情報－5.評価実施機関における担当部署－②所属長の役職名	生活福祉1課長 高山 文彰、生活福祉2課長 濱田 武徳	生活福祉1課長、生活福祉2課長	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	項目追加	事後	評価書の様式変更であり、重要な変更には該当しない

